



Kindle アプリ使い方ガイド

2013年12月11日 検証端末 Nexus7/Android バージョン 4.2.2

税務研究会

kindle アプリ使い方ガイド

kindle アプリをダウンロードする	2
サインイン/アカウントを作成する	4
〈kindle メニュー〉	
メニュー表示	5
ライブラリ	5
ホーム/すべてのアイテム/端末/本 ドキュメント/ニューススタンド	
Kindle ストア	7
バージョン情報	7
〈書籍上でのメニュー〉	
メモ	8
ハイライト	9
検索 (本文検索/Wikipedia)	9
ブックマーク	9
書籍から kindle アプリに戻る	10
スライドバーからページ移動	10
検索	10
設定変更	11
メニューより移動 (表紙/初めに戻る/位置 No.)	12
メモとブックマークを見る	12
メニューからブックマークを追加/削除	13
進捗をシェアする	13

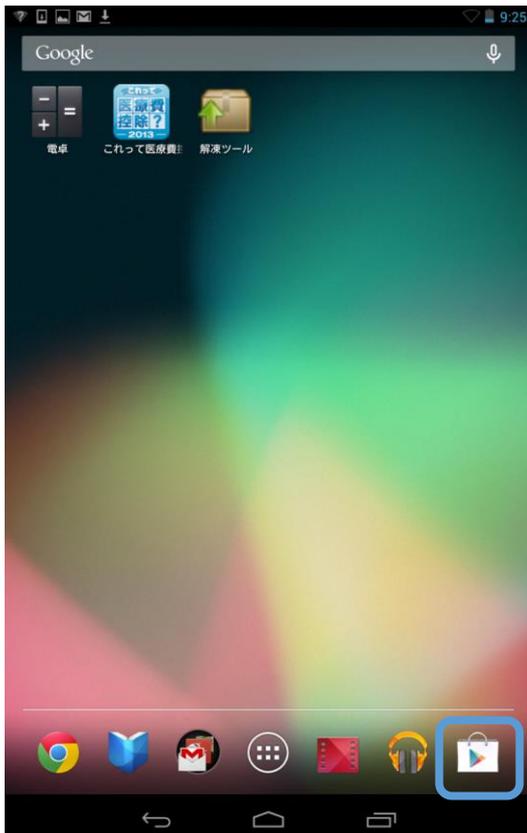
※この使い方ガイドは税務研究会が独自に作成したものです。

お客様のお使いの端末や OS のバージョンによって表示が異なる場合もございます。
予めご了承下さい。

また、弊社はアプリを利用した事によるいかなる損害も一切の責任を負いません。

Kindle は、Amazon. com, Inc. またはその関連会社の商標です。

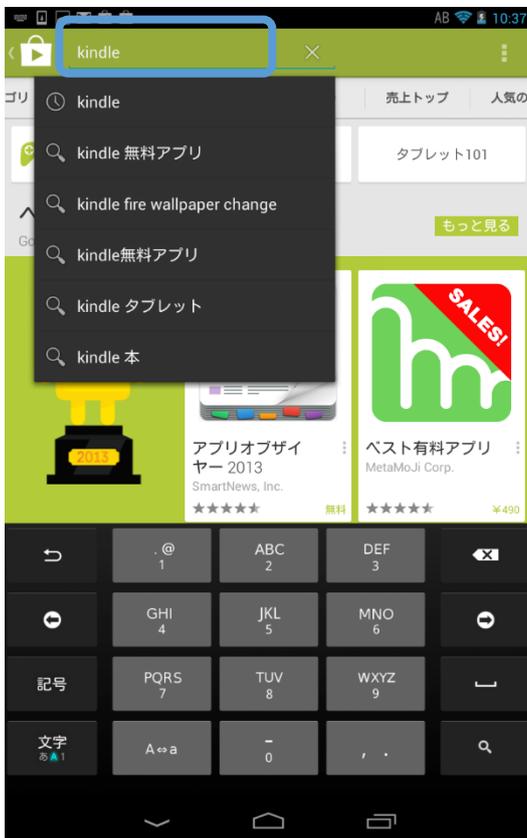
Kindle アプリをダウンロードする



① GooglePlay にアクセスします。



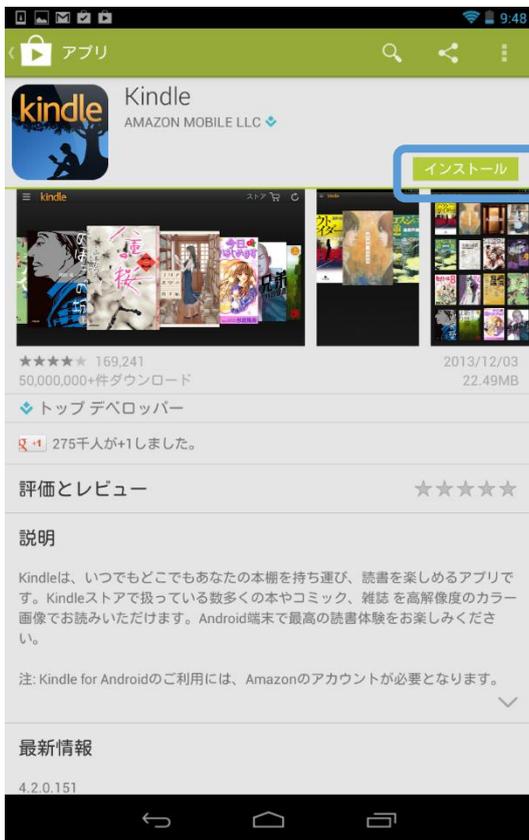
②虫眼鏡をタップします。



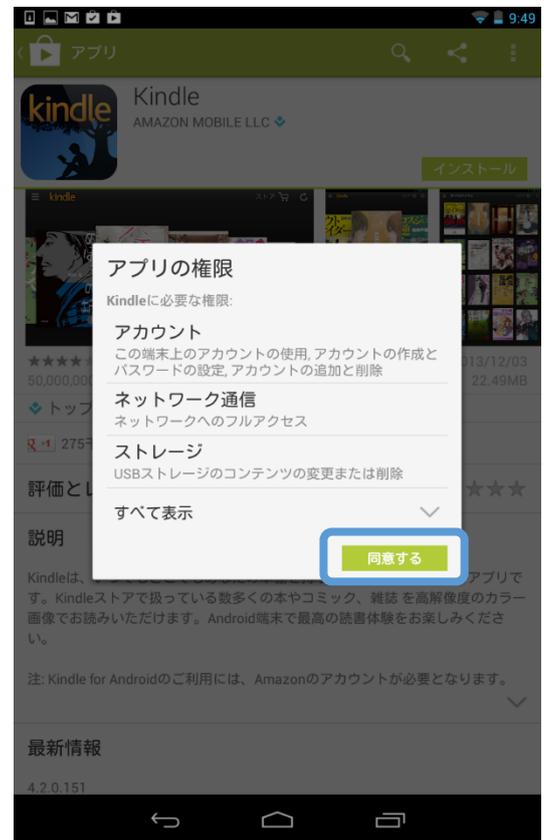
③ 「kindle」と入力し、検索します。



④検索結果が表示されますので、その中から、kindle アプリを選択します。



⑤ 「インストール」をタップします。



⑥ 「同意する」をタップするとインストールが開始されます。



⑦ インストールが終了すると、ホーム画面に「kindle」のアイコンが表示されています。

サインイン/アカウントを作成する



初回は Kindle 立ち上げ時に Amazon にサインイン、もしくは新たにアカウントを作成する必要があります。



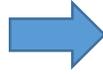
Amazon のアカウントをお持ちの方は「サインイン」から Amazon に登録したメールアドレスとパスワードを入力し、サインインしてください。



Amazon のアカウントをお持ちでない方は「アカウントを作成する」から、必要な情報を入力し、アカウントを作成してください。

<kindle メニュー>

メニュー表示



画面左上の  をタップするとメニュー画面が左半分に表示されます。

ライブラリ

ホーム



横にスライドして書籍を選べます。
※全ての書籍が表示されるわけではありません。

すべてのアイテム

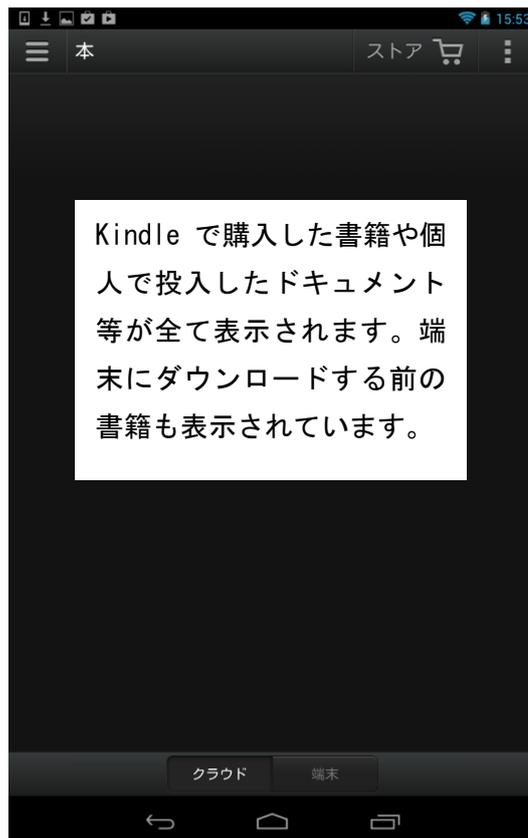


Kindleで購入した書籍や個人で投入したドキュメント等が全て表示されます。端末にダウンロードする前の書籍も表示されています。

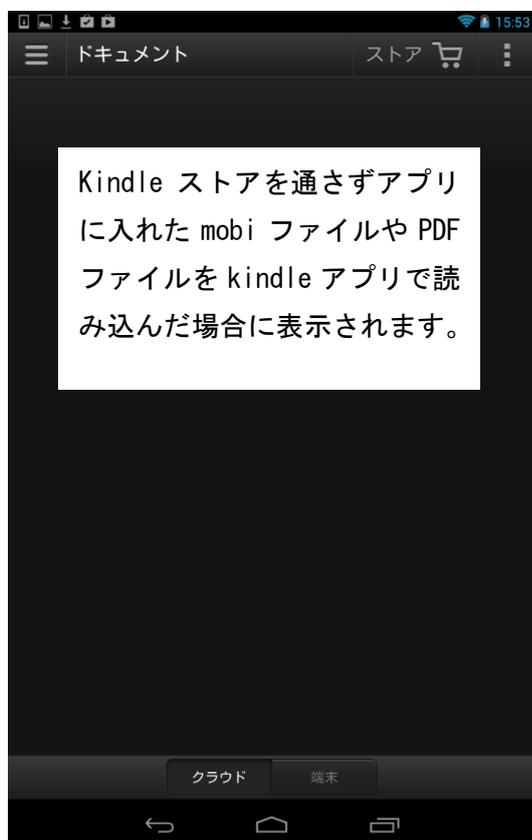
端末



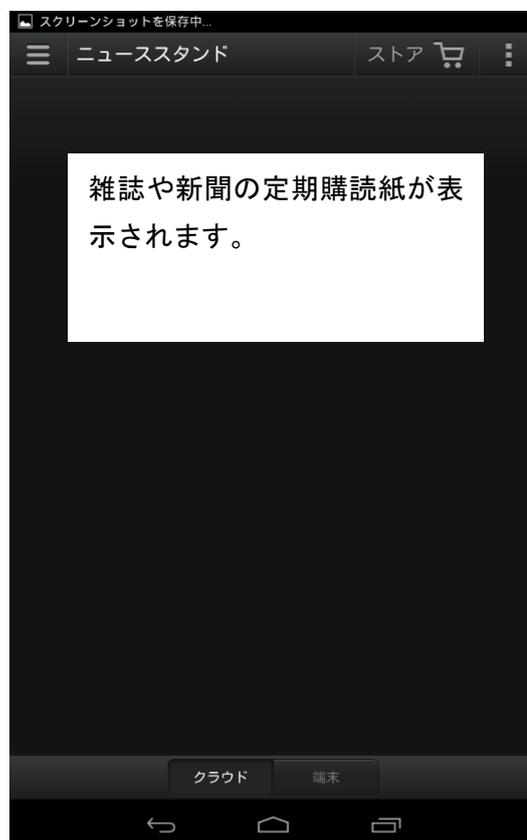
本



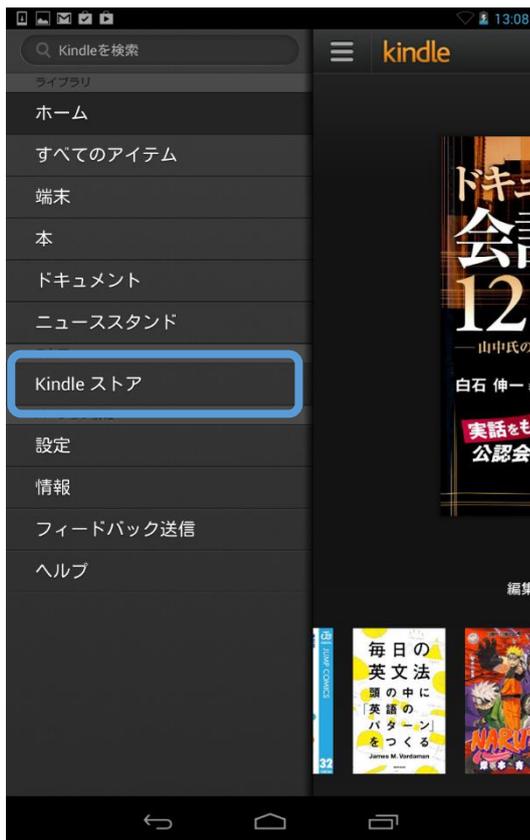
ドキュメント



ニューススタンド

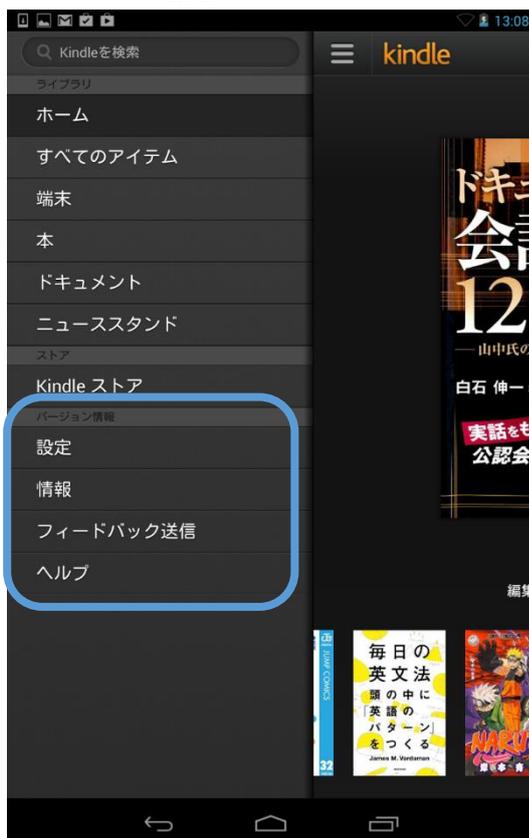


kindle ストア



メニューから「kindle ストア」もしくは画面右上の「ストア」をタップすると Amazon 内の kindle ストアへ移動します。こちらで書籍等を購入することができます。

バージョン情報



バージョン情報から、それぞれの情報を見ることができます。

<書籍上でのメニュー>

メモ



税制改正

■国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間に 対応する延滞税等について 適用	措法93、94、95	
	区分			計算方法
	延滞税			納期限後2か月以内 特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
利子税 (主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合			
還付加算金	特例基準割合			

特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

■法人税関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等



税制改正

■国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間に 対応する延滞税等について 適用	措法93、94、95	
	区分			計算方法
	延滞税			納期限後2か月以内 特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
利子税 (主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合			
還付加算金	特例基準割合			

特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

特定基準割合

保存

- ① 選択したい箇所を指でなぞると青いハイライトがつかます。
- ② 右上の「メモ」をタップします。

- ③ バーにメモしたい内容を入力し「保存」をタップします。

■法人税関係

2か月超	+7.3%
利子税 (主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合
還付加算金	特例基準割合

特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

大臣が告示する

贈与税の利子

位置No. 222 - メモ

特定基準割合

閉じる 削除 編集

特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付の平均利率の合計を12で

- ④ ハイライトが青から黄色に変化し、青いメモマークがつかます。

- ⑤ 青いメモマークをタップすると、メモが表示され、削除・編集ができます。

ハイライト



税制改正

■ 国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間93、94、95で適用	措法	
	区分			計算方法
	納期限後2か月以内			特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
	利子税(主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合		

・特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

・相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。



税制改正

■ 国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間93、94、95で適用	措法	
	区分			計算方法
	納期限後2か月以内			特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
	利子税(主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合		
	還付加算金	特例基準割合		

・特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

・相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

- ① 選択したい箇所を指でなぞると青いハイライトがつきます。
- ② 右上の「ハイライト」をタップします。

- ③ ハイライトが青から黄色に変化し登録されます。

検索 (本文検索/Wikipedia)



税制改正

■ 国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間93、94、95で適用	措法	
	区分			計算方法
	納期限後2か月以内			特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
	利子税(主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合		
	還付加算金	特例基準割合		

・特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

・相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

指でなぞって青いハイライトをつけたキーワードを右上の「本文検索」「wikipedia」で検索することができます。

ブックマーク



税制改正

■ 国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等	
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利子税、還付加算金の割合について以下のとおり見直される。	平成26年1月1日以後の期間93、94、95で適用	措法	
	区分			計算方法
	納期限後2か月以内			特例基準割合+1.0%
	納期限後2か月超			特例基準割合+7.3%
	利子税(主なもの、相続・贈与以外)	特例基準割合		
	還付加算金	特例基準割合		

・特例基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。

・相続・贈与税の利子税に関しては、「利子税の割合×特例基準割合/7.3%」となる。

画面右上をタップするとブックマークをつけることができます。

書籍から kindle アプリに戻る/スライダーよりページ移動



書籍を開いた状態で画面中央をタップすると上部にメニューが表示されます。

税制改正

■国税通則法関係

平成25年度 税制改正項目

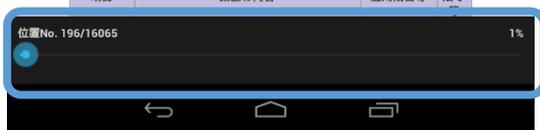
項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等		
延滞税等の割合の見直し	延滞税、利息税、還付加算金の割合について以下の区分	平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税等について適用	措法93、94、95		
	延滞税			納期限後2か月以内	特別基準割合 + 1.0%
				納期限後2か月超	特別基準割合 + 7.3%
	利息税 (主なもの。相続・贈与以外)			特別基準割合	
	還付加算金	特別基準割合			
・特別基準割合とは、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいう。 ・相続・贈与税の利息税に関しては、「利息税の割合×特別基準割合/7.3%」となる。					

左上の「kindle」をタップすると書籍から kindle アプリの画面に戻ります。

■法人税関係

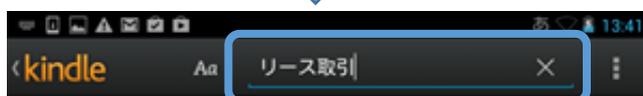
平成25年度 税制改正項目

項目	改正の内容	適用期日等	関連法令等
位置No. 196/16065			1%



バーについているボタンをスライドさせると、ページ移動ができます。(0~100%の間でページを移動することができます。)

検索



右上の虫眼鏡をタップすると、検索バーが表示されます。そこにキーワードを入力し検索すると、関連ページの一覧が表示されます。

"リース取引" の検索結果は 3...

目次

...の取得価額 資本的支出と修繕費の取扱い **リース取引** 特別償却 圧縮記帳 繰延資産 役員給与 役員退職給与
位置No. 38

現在の位置 (No.196)

法人税

...額法(注1) 国外リース資産とは、改正前**リース取引**(旧法令136の3①)
位置No. 2309

...リース取引(旧法令136の3①に規定する**リース取引**)
位置No. 2311

...るリース取引で、売買があったものとされる**リース取引**
位置No. 2311

...ス取引又は金銭の貸付があったものとされる**リース取引**
位置No. 2312

...貸付があったものとされるリース取引以外の**リース取引**
位置No. 2312

...0年4月1日以後に締結される所有権移転外**リース取引**に係る借借人が取得したものとされる減価償却資産をいう。3
位置No. 2350

...7-8-5法基通7-8-6(3) **リース取引**税務上のリース取引の取扱い
平成20年4月1
位置No. 2606

設定変更

「Aa」をタップすると各種設定メニューが表示されます。

- フォントの大きさ**
+ボタン、-ボタンをタップし変更できます。
- 余白の大きさ**
大中小から選択できます。
- 行間**
大中小から選択できます。
- 画面の色**
白・セピア・黒から選択できます。
- 明るさ**
タップすると端末のディスプレイ設定へ飛びます。そのページで「画面の明るさ」を選択すると調整できます。



右端のアイコンをクリックすると、

- Kindle ストアでショッピングをする
- 移動...
- メモとブックマークを見る (P12)
- ブックマークを追加/削除 (P13)
- 進捗をシェアする (P13)

のメニューが表示されます。

右端のアイコンをクリックすると、

Kindle ストアでショッピングをする
(Amazon 内の Kindle ストアへ移動します)

移動 (P12)

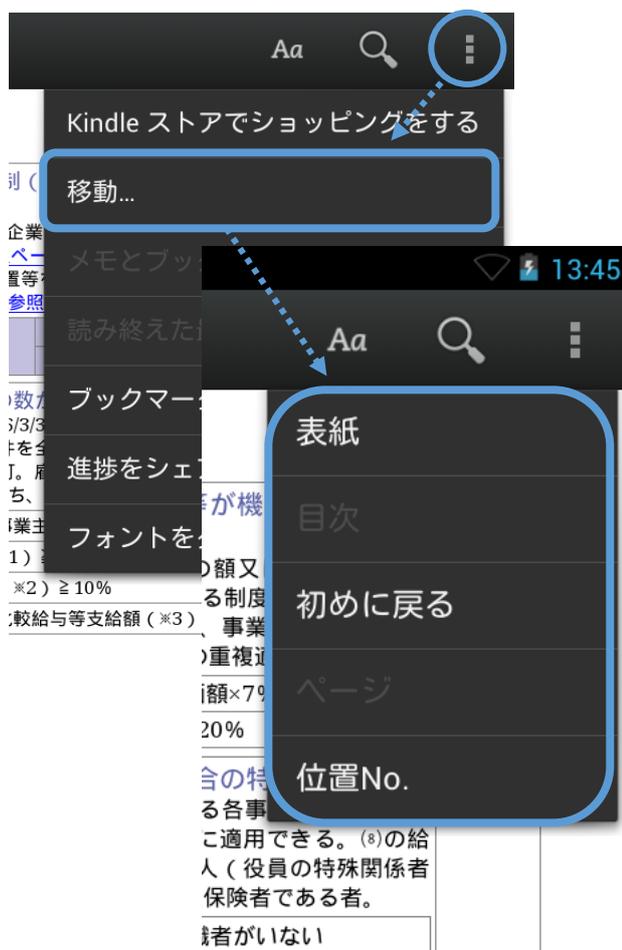
メモとブックマークを見る (P12)

ブックマークを追加/削除 (P13)

進捗をシェアする (P13)

のメニューが表示されます。

メニューより移動（表紙/初めに戻る/位置 No.）



表紙

タップすると表紙に移動します。

初めに戻る

目次ページに移動します。

位置 No.



青い文字で「位置 No. を入力 (1-〇)」と表示されていますので、1-〇の中から移動したい位置の数字を入力し、検索をタップすると、希望の位置に移動できます。

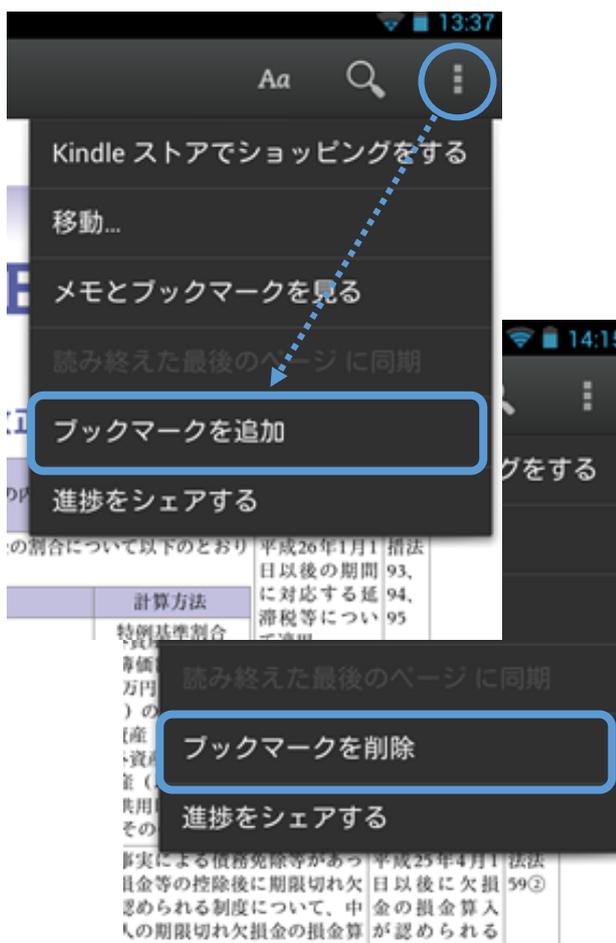
※kindle アプリでは「目次」「ページ」は使用できません。Kindle 端末をご利用場合は「目次」が表示されます。

メモとブックマークを見る



メモ・ブックマーク・ハイライトの一覧が表示されます。

メニューからブックマークを追加/削除



「ブックマークを追加」「ブックマークを削除」をタップすると、そのページのブックマークの追加・削除が行えます。

進捗をシェアする



「進捗をシェアする」をタップすると、Bluetooth・Gmail・Google+での進捗シェアができます。

